

1 事業名

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

2 事業の概要

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害に係る葬祭補償の定額部分の額について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表

新

旧

議案第 1 0 0 号 所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(葬祭補償)

第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、3 3 0, 0 0 0 円に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

(葬祭補償)

第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、3 1 5, 0 0 0 円に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。